

令和6年7月

地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針

市町村分

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[市町村分]

[総括]

[総括的事項]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(省)	継続	鹿児島県 三島村（鹿児島県） 十島村（〃） 大和村（〃） 宇検村（〃）	段階補正の割増下限人口の 引き下げ	多くの費目で4,000人とされている 段階補正の割増下限人口について、小 規模団体の財政需要をよりの確に反映 するために、一部の費目（社会福祉 費、保健衛生費、戸籍住民基本台帳 費）の段階補正の割増下限人口を 4,000人から引き下げようご検討い ただきたい。	以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。 段階補正は人口4千人未満の団体につ いて割増率を一律にするなど算定方法の 簡素化等の観点からの見直しを行ってき ているところ。 人口一人当たりの経費は、一般的に人 口が多い団体ほど割安に、人口が少ない 団体ほど割高になることから、このよう な事情を適切に算定に反映することが必 要と考えているが、算定方法の簡素化の 要請もあることから、引き続き適切な係 数の設定に努めてまいる。

(様式 2)

地方交付税法第 17 条の 4 の規定に基づき提出された意見の処理方針 (案)

[普通交付税]

[市町村分]

[総括]

[総括的事項]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針 (案)
2	(省)	継続	京都市 (京都府)	小規模市町村に有利な算定方法の見直し	指定都市に対する財源配分が相対的に不利となっているため、小規模市町村に有利な算定方法を見直すこと。	一部採用する。 大都市特有の財政需要については、教職員の給与負担事務など指定都市に移譲された事務に係る需要額の割増し、消防費や清掃費等について、都市化の度合いに応じた需要額の割増し等を行っている。 令和 6 年度算定においても、都市部を中心に近年大幅に増加している社会保障関係経費などについて、実態を踏まえ、密度補正等を講じて適切に算定している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[消防費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
3	(省)	新規	箱根町(神奈川県)	消防費における消防力の整備指針第6条に倣った密度補正の導入について	普通交付税の消防費の算定において、消防力の整備指針（平成12年1月20日消防庁告示第1号）に倣い、旅館・ホテル等の防火対象物の数の市街地・準市街地の人口に対する割合が、著しく大きい場合の密度補正を導入していただきたい。	以下の理由により採用しない。 単位費用の設定に当たっては、標準団体に係る出張所数及び消防ポンプ車数等を設定した上で消防関係経費の積算を行い、段階補正及び密度補正により、各団体の財政需要を反映した算定を行っているところ。 「消防力の整備指針」は、市町村が目標とすべき消防力の整備水準を示すものであり、必ずしも標準的な財政需要に合致するものではない。 また、新たな密度補正措置の創設については、算定の簡素化の観点も踏まえる必要がある。

(様式 2)

地方交付税法第 17 条の 4 の規定に基づき提出された意見の処理方針 (案)

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[消防費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針 (案)
4	(省)	新規	吉野川市(徳島県)	消防費の算定方法の見直しについて	標準団員数を大幅に上回る実団員数を抱えることから、団員報酬、車両数や消防団の装備品等の拡充に係る経費が大幅に増加している。よって、自治体の実情を踏まえた算定方法に改正されたい。	一部採用する。 消防団員数、車両数については、段階補正や密度補正Ⅰにより、人口段階や密度段階に応じて消防団員の装備品等の経費を反映しているところである。 また、標準額支払団員数に応じた額が標準的な団員数に応じた額の 2 倍を超える部分については、特別交付税により所要の措置を講じているところである。 なお、令和 6 年度より、班長階級以上の年額報酬のうち標準的な経費を超える部分については、新たに特別交付税措置を講じることとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

[消防費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
5	（省）	新規	長崎県	消防費における「標準額支払団員数」に係る密度補正の見直し	消防費における「標準額支払団員数」に係る密度補正係数の算定方法を見直していただきたい。	一部採用する。 令和4年度における消防団員の年額報酬等に係る地方財政措置の見直しは、各市町村の年額報酬等に係る財政需要を的確に反映するために行ったものである。 また、標準額支払団員数に応じた額が標準的な団員数に応じた額の2倍を超える部分については、特別交付税により所要の措置を講じているところである。 なお、令和6年度より、班長階級以上の年額報酬のうち標準的な経費を超える部分については、新たに特別交付税措置を講じることとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[道路橋りょう費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
6	(省)	継続	札幌市（北海道）	道路除排雪経費の実態に見合った寒冷補正係数の引上げ	札幌市をはじめとした都市化が進んでいる豪雪地では、除雪した雪を都市郊外まで運搬する必要があることや近年の労務単価・機械損料の上昇などにより、除排雪経費の一般財源所要額が多くなっている。こうした状況を踏まえ、除排雪経費の実態に見合うように寒冷補正係数を引き上げていただきたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 除排雪に要する経費については、令和4年度において、積雪の差による級地区分の見直しを行ったところであるが、今後も除排雪経費に係る実態を把握し、検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[下水道費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
7	(省)	継続	つがる市(青森県) 滋賀県 島根県 島根県全市町村	高資本費対策における経過 年数要件の見直し	下水道費の投資補正（高資本費対 策）に係る30年未満要件の見直しを求 める。	以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。 現在、現行の高資本費対策の要件等の 見直しを検討しているところであり、こ の内容を踏まえ、交付税措置を検討して いく。
8	(省)	継続	宮城県 石巻市(宮城県) 登米市(〃) 大崎市(〃) 甲賀市(滋賀県) 豊岡市(兵庫県) 宍粟市(〃) 三木市(〃) 丹波市(〃) 朝来市(〃) 加東市(〃) 多可町(〃) 香美町(〃)	高資本費対策における合併 団体への経過年数要件の適 用方法の見直し	下水道費の投資補正（高資本費対 策）に係る30年未満要件について、1 事業の中で2以上の処理区域がある下 水道事業については、処理区域単位で 30年未満要件を判定していただきたい。	以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。 現在、現行の高資本費対策の要件等の 見直しを検討しているところであり、こ の内容を踏まえ、交付税措置を検討して いく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

[その他の教育費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
9	(省)	継続	島根県 島根県全市町村	給食経費について、人口密度が低い団体に対する適切な算定	給食経費について、人口密度が低い団体では、児童・生徒一人当たりの経費が割高になることを踏まえ、密度補正を充実させることを求める。	以下の理由により採用しない。 人口密度の低いことに伴う経費の増嵩部分については、合併後の市町村の姿を踏まえた見直しにより、全国の市町村の実態を踏まえ、平成29年度から密度補正を新設し、3年かけて拡充したところ。 地方団体の実態を踏まえ、引き続き適切に算定していく。

(様式 2)

地方交付税法第 17 条の 4 の規定に基づき提出された意見の処理方針 (案)

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[生活保護費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針 (案)
10	(省)	継続	大阪市 (大阪府)	生活保護費における扶助費の全額算入	生活保護行政は法定受託事務であり、国の責務において行うことが必要であることから、国において認証し国庫負担金の算定に用いられている決算額に係る地方負担額については、次のとおり実態に応じて基準財政需要額に的確に算入すること。 ・扶助単価において各団体の実績単価を反映すること ・生活保護費において過大・過少分を翌年度精算すること	一部採用する。 生活保護費における扶助費については、国の予算における当該年度の各扶助の被生活保護者一人当たりの単価を基礎として扶助の種類ごとに標準的な単価を設定したうえで、密度補正等において種地ごとの単価差等を補正している。 また、被生活保護者に係る前年度算入人員数と実人員数との差による精算を実施している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[生活保護費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
11	(省)	継続	大阪市（大阪府）	密度補正の医療扶助に用いる基礎数値の見直し	被保護者調査「第11表 医療費の審査及び決定」のうち「支払確定件数（レセプト）」を、平成28年度より個人ごとに固定化されている受給者番号を用いて「人」ベースに名寄せすることで、省令に合致した「経費を負担した実人員」を算出し、新たな基礎数値として用いること。	以下の理由により採用しない。 生活保護費における扶助費については、国の予算における当該年度の各扶助の被生活保護者一人当たりの単価を基礎として扶助の種類ごとに標準的な単価を設定したうえで、密度補正等において種地ごとの単価差等を補正している。 また、ご指摘の「経費を負担した実人員」を、統計によることなく客観的に公正な基礎数値として把握することは困難であり、現時点では、扶助の種類に関わらず、現行のとおり被保護者調査等に基づく各扶助人員数を用いて算定することが適切であると考えられる。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[社会福祉費、こども子育て費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
12	(省)	新規	大阪市(大阪府)	障がい者自立支援給付及び障がい児通所給付にかかる財政需要の適切な算入について	障がい者自立支援給付等の支給については、その地方負担額については各団体の財政需要に適確に算入される必要があるが、需要額の算定において各サービスの単価が適切に反映されていない。 そのため、密度補正の算定において、各サービスを集約することなく、個別サービスごとに単価を設定のうえ、サービス利用者数に応じた補正を行うこととされたい。 また、サービス利用者1人当たり単価の算入にあたっては、単価差が生じないよう実績単価を反映することとされたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 普通交付税の基準財政需要額は、それぞれの地方団体の財政支出ではなく、標準的な経費を算定するものである。 障がい者自立支援給付等の支給については、国の予算措置等の状況を踏まえ、標準的な単価を設定した上で、密度補正を講じている。 個別サービスごとに単価を設定することについては、算定の簡素化や財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点も踏まえ、慎重に検討していく必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[保健衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
13	(省)	継続	札幌市（北海道）	精神障害者通院患者医療費における地域の実態を踏まえた算定	精神障害者通院患者医療費について、各団体における人口一人当たりの公費負担額総額やレセプト件数、支給認定件数には大きな格差があり、多額の算入過不足が生じているため、統計数値を用いた補正を行うべき。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 普通交付税の基準財政需要額は、それぞれの地方団体の財政支出ではなく、標準的な経費を算定するものである。精神障害者通院患者医療費については、国の予算措置状況等を踏まえ、所要の経費を算入しており、都道府県分は単位費用において、指定都市分は普通態容補正（権能差）において算定している。 また、新たな密度補正措置については、算定の簡素化や財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点も踏まえ、慎重に検討していく必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

[保健衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
14	(省)	継続	札幌市（北海道）	指定難病の特定医療費の交付税措置にかかる補正係数の創設について	指定難病の特定医療費について、多額の算入不足額を生じているため、人口当たりの指定難病患者数等の統計数値を用いた補正を行い、客観的・合理的に財政需要を把握できる算出方法にすべきと考える。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 普通交付税の基準財政需要額は、それぞれの地方団体の財政支出ではなく、標準的な経費を算定するものである。特定医療費の支給に要する経費については、国の予算措置状況等を踏まえ、所要の経費を算入しており、都道府県分は単位費用において、指定都市分は普通態容補正（権能差）において算定している。 また、新たな密度補正措置については、算定の簡素化や財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点も踏まえ、慎重に検討していく必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[保健衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
15	(省)	継続	美唄市(北海道) 小田原市(神奈川県) 長浜市(滋賀県) 箕面市(大阪府) 伊丹市(兵庫県) 加西市(〃) 宍粟市(〃) 豊岡市(〃) 小野市(〃) 西宮市(〃) 明石市(〃)	近年の資材単価等の動向を 勘案した公立病院の施設設 備に関する措置	建設改良に係る交付税措置につ いて、建設物価指数が増加傾向にあるこ と、また、ロシアのウクライナ侵攻 後、建設資材高騰により公立病院の負 担が多いことから、公立病院施設整備 にあたり、実勢や地域の実情に合致し た交付税対象建築単価に見直ししてい ただきたい。	採用する。 最近の公的病院の建築単価の上昇等を 踏まえ、交付税措置の対象となる建築単 価の上限を引上げることとする。
16	(省)	新規	洲本市(兵庫県) 丹波篠山市(〃) 南あわじ市(〃) 淡路市(〃) 宍粟市(〃) 神河町(〃) たつの市(〃) 上郡町(〃) 佐用町(〃)	上水道の高料金対策に要す る経費に対する地方財政措 置	過疎地域の水道事業は、地域特性に より資本費だけでなく維持管理経費が 増大する傾向にあるため、事業経営を 安定的に継続していくには、維持管理 経費の繰出に対する交付税措置による 財政支援を要望する。	以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。 上水道の高料金対策については、繰出 基準に基づき、資本費や給水原価に応じ た密度補正を講じているところであり、 引き続き、繰出基準の内容を踏まえ、適 切に算定していく。

(様式 2)

地方交付税法第 17 条の 4 の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[保健衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
17	(省)	新規	熊本県	感染症等対策費（予防接種事業）に係る経常態容補正の拡充について	感染症等対策費で措置されている予防接種事業について、A 類疾病の接種対象人口（主に 14 歳以下）の規模等によって決算額との乖離が大きいことから、当該補正の拡充をお願いしたい。	以下の理由により採用しない。 A 類・B 類疾病の予防接種に係る経費については、測定単位である人口に基づき、所要額を適切に算入している。 また、予防接種の対象者は、疾病により年齢等の要件が多岐にわたるものであり、一部の年代の人口を指標として補正を講じることが適当であるかについては、慎重な検討が必要である。 さらに、新たな補正措置については、算定の簡素化等の観点を踏まえ、慎重に対応する必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[こども子育て費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
18	（省）	継続	大阪市（大阪府）	児童扶養手当の密度補正の見直し	児童扶養手当については、法定受託事務であり、国の基準に基づいて全国的に画一的な取扱いをすることが必要であり、本来、国の責務において行うものである。 従って、地方負担額については、算定の簡素化や財政需要の明確化の観点からも、H18年度の三位一体の改革における負担割合の変更により発生する地方負担額（増加需要額）に限定することなく、三位一体改革前における地方負担分（1/4）の需要額も含めた全額に対して、受給者数を基礎とした密度補正を行い、基準財政需要額に的確に算入されるべきである。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 児童扶養手当に関する密度補正は、三位一体の改革による国の負担割合の変更に伴う地方負担の増加分について必要となる財源を適切に確保するとともに、地方団体間の財政力格差を拡大しないよう特別に適用しているものである。 三位一体の改革における負担割合の変更により発生した地方負担額以外の部分についても密度補正を講じることについては、算定の簡素化や財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点も踏まえ、引き続き検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

[こども子育て費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
19	(省)	新規	笛吹市(山梨県)	公立保育所数に基づく密度補正の追加	保育所の運営には、保育所の維持管理費等その施設数に応じて発生する費用があること、また、地理的条件や各市町村の実情により保育所数は人口とは比例しない面があることから、密度補正の算定に公立保育所数を用いることで、保育サービスの提供にかかる需要額を適切に捕捉できるものと考え る。	以下の理由により採用しない。 保育所の運営に係る経費については、国の予算措置状況を踏まえた上で、各地方団体の負担の実態を適切に算定に反映するため、保育所に在籍する子どもの数に基づき補正措置を講じている。加えて、利用定員が多い施設ほど子ども一人当たりの経費が減少し、利用定員が少ない施設ほど子ども一人当たりの経費が増加することを想定し、各施設の定員区分に基づき補正措置を講じているところである。
20	(省)	新規	福知山市(京都府)	障害児保育のための加配職員の充実に係る財政支援	保育所等の障害児の受入数は年々増加している中、障害児保育に係る密度補正の算定にあたっては、障害児受入人員か加配職員のいずれか少ない数値が採用されており、障害児2名当たりにつき1名を超える保育士については交付税措置されていない。加配職員の実態や配置に係るコストに見合った算定を求める。	以下の理由により採用しない。 当該算定における障害児保育に係る配置基準については、概ね障害児2名に対し保育士1名の配置を標準とするようこども家庭庁が要請していることを踏まえたものである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[高齢者保健福祉費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
21	（省）	継続	大阪市（大阪府）	老人医療費（後期高齢者医療事業会計等に係るもの）の単価差を反映する密度補正の新設	老人医療費の単価差が生ずる原因は一樣ではないと思われるが、更に高齢化が進み、今後対象者数が増加していくことを考慮したうえで、決算額と交付額の乖離が縮減されるよう、老人医療費の単価差を反映する密度補正を新設いただきたい。	以下の理由により採用しない。 普通交付税の基準財政需要額は、それぞれの地方団体の財政支出ではなく、標準的な経費を算定するものである。 また、新たな密度補正措置の創設については、算定の簡素化や財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点も踏まえる必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[清掃費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
22	(省)	継続	京都市（京都府）	観光の振興や課題解決に係る財政需要の的確な反映	観光地における清掃費の財政需要を反映させるための密度補正の指標が「入湯客数」のため、温泉地以外では、適切に財政需要を反映できていないと考えられる。宿泊に関する既存の官庁統計を複数用いることなどにより、観光地特有の行政需要が適切に反映されるよう検討されたい。	以下の理由により採用しない。 普通交付税算定に用いる数値については、算定の公平性を確保する観点から、全国かつ客観的な指標で、地方団体ごとのデータが存在している必要がある。宿泊に関する既存の官庁統計を複数用いた場合であっても統計データ間の整合性等が求められるほか、宿泊以外の観光客に係る財政需要が適切に捕捉できない中では、補正係数の設定については慎重な対応が必要である。
23	(省)	新規	青森県	清掃費における段階補正係数の創設及び密度補正Ⅰの充実	段階補正係数の創設及び密度補正Ⅰの充実	一部採用する。 人口密度が低いことに伴う経費の増嵩部分については、合併後の市町村の姿を踏まえた見直しにより、全国の市町村の実態を踏まえ、平成27年度から密度補正を新設し、3年かけて拡充したところである。 また、令和6年度算定においても、人口密度の低い市町村における、近年のごみの収集・運搬等に要する経費の実態を踏まえ、密度補正を拡充したところである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[地域デジタル社会推進費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
24	(省)	新規	八王子市（東京都）	マイナンバーカード利活用特別分の算定方法について	マイナンバーカードの保有枚数率上位の自治体に対してインセンティブ的に普通交付税を配分することは、地方交付税制度の趣旨にそぐわないことから、マイナンバーカード利活用特別分は人口規模をもとに算定すること。	以下の理由により採用しない。 「地域デジタル社会推進費」のマイナンバーカード利活用特別分については、人口を基本とした上で、マイナンバーカード保有枚数率が高く、マイナンバーカードを利活用した取組に係る財政需要が多く生じると想定される市町村の経費をマイナンバーカード保有枚数率に応じた割増し率により算定している。
25	(省)	新規	遠軽町（北海道） 仙台市（宮城県） 柴田町（"） 都留市（山梨県） 加東市（兵庫県）	マイナンバーカードの保有枚数率に応じた経常態容補正係数の算定方法の見直し	マイナンバーカードの保有枚数率の算定基礎について、国勢調査人口から直近の住民基本台帳人口に見直すこと。	以下の理由により採用しない。 普通交付税の測定単位の「人口」は、最近の国勢調査の結果による人口を用いることが法定されており、「地域デジタル社会推進費」の測定単位である人口も、令和2年度国勢調査人口を使用していることから、保有枚数率においても、令和2年度国勢調査人口を用いることとしているもの。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[地域デジタル社会推進費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
26	(省)	新規	伊勢崎市(群馬県)	基礎数値（精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数）の算定方法の見直し	精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数は、都道府県の台帳登載数を各市町村の国勢調査人口で按分することにより算出しているが、実態と乖離していることから算定方法の見直しをお願いしたい。	以下の理由により採用しない。 精神障害者保健福祉手帳は都道府県（政令指定都市にあっては政令指定都市）が交付するものであり、申請等で市町村を経由するものの、全ての都道府県において必ずしも域内の各市町村の交付数を把握できているわけではないことから、現行の算定方法としているもの。
27	(省)	新規	京丹波町(京都府)	地域デジタル社会推進費の経常態容補正（中小企業数調査）について	地域デジタル社会推進費の経常態容補正における中小企業数比率について、母数となる企業数が少ないほど中小企業1社による算定額への影響が大きいため、補正係数の設定に当たって考慮願いたい。	以下の理由により採用しない。 中小企業数比率による補正については、中小企業比率が相対的に大きい自治体について割増しを行うこととしており、比率を用いることで企業数の多寡も踏まえた適切な算定を行っている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
28	(省)	継続	名古屋市（愛知県） 大阪市（大阪府） 広島市（広島県）	臨時財政対策債発行可能額の算出方法の見直し	財政力の弱い団体への配慮や財源調整機能を強化するという観点から、財政力に応じた補正はやむを得ないと考えるが、財政力指数の高い団体にあっても、依然として厳しい財政運営を強いられているため、補正係数の算出にあたっては配慮していただきたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 臨時財政対策債の発行可能額については、各地方団体の財源不足額を基礎としつつ、財政力の強い団体については、一般的に地方債による資金調達力が強いことを勘案し、財政力に応じた補正を講じて算定している。 その上で、行政権能が町村より道府県に近い指定都市において、一般市町村と同様の算定方法ではなく、道府県に近い算出方法を設定している。 なお、令和6年度の地方財政計画においては、臨時財政対策債の発行額を前年度比0.5兆円減と抑制した。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[収入]

[事業所税]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
29	(法) (省)	継続	札幌市(北海道) 仙台市(宮城県) 京都市(京都府) 大阪市(大阪府) 守口市(〃) 広島市(広島県) 北九州市(福岡県)	事業所税の基準財政収入額への不算入あるいは現行制度における収入見合いの基準財政需要額への全額算入 【事業所税、地域振興費】	事業所税は基準財政収入額及びそれに係る基準財政需要額の算入を行わないようにすべきと考えるが、現行制度が維持するとしても、事業所税収入見合いの需要額を全額捕捉されるよう、算入額を確実に引き上げられたい。	一部採用する。 事業所税については、目的税であるが、税収規模が大きく、使途が包括的に規定されていること等から、法定普通税と同様に基準財政収入額に算入している。 事業所税見合いの需要については、事業所税収入の使途状況を踏まえつつ、平成30年度から算入額を段階的に引き上げているところ。